

大防法施行令・規則交付 アスベスト対策強化 環境省



The Knights

アスベスト問題に関する社会の関心の高まりを受け、平成 17 年 7 月「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」が開催され、政府としての「アスベスト問題への当面の対応」が取りまとめられました。具体的には「大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する」ため、「平成 18 年 2 月までに関係規定を改正」すること等が盛り込まれました。

これを受け環境省では平成 17 年 9 月に「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」を設置し、関係規定の改定の為の検討作業を進めてきました。

この度、検討作業の完了に伴い、期限を前倒して 12 月中に大気汚染防止法施行令及び施行規則の一部改正を行う事としました。内容は以下のとおりです。

(1)改正政令

[1]特定建築材料の指定(第 3 条の 3 関係)

従来 : 吹付け石綿

改正後: 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

[2]特定粉じん排出等作業の指定(第 3 条の 4 関係)

従来 : 耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積が 500m² 以上のものを解体、改造又は補修する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が 50m² 以上であるもの

改正後: 特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業

(2)改正省令

アスベストの飛散予防のために遵守すべき作業基準を改正し、工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示することを義務づける等の措置を講じる。

当社では、吹付け材、建材、粉じん及び作業環境におけるアスベスト分析を行っております。お気軽にご相談下さい。

資料:2005 年 12 月 15 日付 環境省 HP

環境分析箇所 須賀重政

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 EU規制物質の化学分析 |

